

第 78 回労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会  
議事内容ご意見等について

委員名	藤川 慎一
委員名	川野 英樹
委員名	南部 美智代
委員名	橋本 俊幸

中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令案要綱について（諮問）

（総論）

- 中退共の加入や解除にあたっては、被共済者となる従業員の意思確認が極めて重要であることは言うまでもない。また、今回の改正（案）は、企業内における署名押印による確認行為が否定されるものではない。そのことを踏まえ、以下、3点意見する。

（加入における従業員の意思確認）

- 加入に関しては、今般様式改正を行うことで、被共済者である従業員の押印または署名での意思確認は不要となり、契約者である企業が従業員の意思を確認した旨をチェックすることで届け出が可能となる。仮に従業員の意思確認することなく加入させたとしても不利益の度合いは低いと考えられるが、従業員の意思は適切に確認されるべきであり、企業において意思確認の徹底が必要であることを周知すべきである。

（解除における従業員の意思確認）

- 加入よりも大きな問題は解除の手続きである。中退共法施行規則第 10 条には、共済契約を解除する場合は、共済契約者が被共済者たる従業員の同意を証する書類を解除申請書へ添付し、機構に通知すべき旨の規定がおかれている。同意書面には、従業員の署名・押印が運用上求められているが、仮に署名・押印を求めないこととする場合であっても、従業員の解約同意の意思は厳正に確認されるべきである。従業員の同意なくして共済契約が解約されてしまえば、従業員への退職後の生活設計に極めて甚大な影響が及ぶ。従業員の解約同意の意思は、署名押印と同等の証明効果を有する代替手段をもって機構に通知されるべきである。

（監督指導の周知）

- 機構においては、従業員の意思確認なく加入・解約の申請があった際には、法令違反として厳正に対処するとともに、従業員の意思確認を徹底すべき点については、ホームページや加入のしおり等を通じて周知すべ

きである。

- なお、今回の様式改正は、機構への通知に際して従業員が署名押印した書面を一律に求めることを改めるものであって、企業内における署名押印による確認行為を否定するものではない。同時に解約に関しては、従来署名押印に限っていた同意書面に関して、追加的に代替手段を認めるものであり、これまで通り、従業員が署名押印した同意書面を添付する場合も認められるものである。見直しにあたっては、これらのことを、誤解のなきよう周知すべきである。

以 上